

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴は、先着順に受け付ける。

2 報道関係者は、会議当日、所定の場所で、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、会議当日、所定の場所で、一般傍聴人受付簿（様式第2号）に自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である者を表示する腕章を除く。以下同じ。）たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第5条ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月20日から施行する。

